

の問題が厳しく批判されるべきであって、やはり、理念及び戦略的には、もう少し整理して共通点が見れるんじゃないかなという感じがします。

以上です。

○京極座長 では、江上様、藤井様。それから大濱様という順番でお願いします。

○全国精神障害者家族会連合会専務理事 委員の方に、是非現実の、藤井さんがちょっと言われておったんですけれども、精神障害者の現状というのを是非知ってもらいたいと思うんですけれども、今、精神障害者は全国で260万人、厚労省の調べではおる状態です。そのうち、私たちの理事会でいろいろ推計すると、130万人は在宅におるのではないかと。家に出られないで、外に出ないでいろいろグループホームとか、作業所とかに行かない人が130万人おるのではないかと。そういう中で差別と偏見があるために、精神障害者の家族会に入っているのは、6万家族、12万人で47都道府県で組織しております。これが精神障害者の実情であります。

そうしたときに、私は4年前に福岡のある企業で働いていたんですけれども、その大手で2,000人の工場の中で、100人精神障害者がいました。今は多分もっと増えて続けていると思います。そういう人たちは、成人してなるのであります。高校、大学を卒業して精神障害になる。在学中にもなる人もおるでしょう。こういう中で、今の世の中では精神障害者を生み続けておるのであります。そのときに、今回の自立支援法で身体、知的、精神と横並びになって法律が一つになったということはいいんですけども、予算のパイが広がらなくて、障害者施策が進まなかったということに問題があったと。

そこで是非いろいろわかっていただきたいのは、このような精神障害者を持つというのは、やはり差別と偏見があるわけです。日本の国民が障害者に対しての差別偏見もあるけれども、精神障害に対しての差別偏見は、日本もあるし、世界の国々でもあるわけです。だから、これを生み続けていろいろな問題を起こしていると思います。

そういう中で、今回の自立支援はきちっと精神障害者が障害者として認められ、また本人たちが障害者として、自分たちも認めていろいろな制度も受けていく仕組みをつくっていただくということになってきたんではないか。だけれども、今回の介護保険と自立支援法の推移を見ていくということは、やはり余りにも自立支援法で精神障害、ほかの障害者施策も含めて、理念はよかったけれども、中身が悪かった。実際に移っていったと。地方自治体に行けば、地方の担当の係の人が2年サイクルで障害担当をかわる。だからなかなか障害者施策は進まないという意味で、是非この辺の根本も含めて、日本の障害者施策

をどうするかという部分を含めて、きちっと議論していただければなというふうに思います。

それと自分がある企業で働いたときに、2,000人のうち、100人が精神障害だった。その100人が100人とも精神科の治療を受けているかという、お父さんとか、御兄弟が薬をもらいに行っている。本人は職場の人には隠れて治療をしているというのが実情であります。そういうことを含めて、障害者の人が今の精神障害者の手帳を持っている人を含めて、障害者施策を含めて受けている人たちが、本人たちがきちっと所得保障もできていく仕組みが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○日本障害者協議会常務理事 理念というのは事の本質を理念と言うらしいんですが、私は今度の自立支援法は理念がおかしいと思うんです。文字面はいいんです。理念はおかしいと思うんです。

今、堀先生おっしゃった自立ということなんですが、これは先生御自身はどう考えるか。一般的には、私どものある脳性麻痺の方が、自立を広辞苑で読んだら、人の力に頼らず、自分で立つことと書いてあると。これを言われたら、私はできないんですとおっしゃるんです。私は安藤さんがおっしゃったように、自立支援という方向はいいと思うんですけれども、その前に大きなベースといいますか、苗床としましては、やはり個の尊重とか、人間性の尊重ということがあって、その上で自立支援ということがあると思うんです。この四文字が先行することは、その影で辛い人がいると思うんです。この辺はやはりもう少し考えてもいいんじゃないかと思えます。

最後にヨーロッパの例、僕らもたまに行ったり、勉強するんだけど、障害者を支援して社会の側も得をするという考えなんですね。社会も得をするということ、つまり、一方的に税金を使うんじゃないんだと。こここのところの政策論の深まりをどうするかということを、今日は多くは言いませんけれども、こんなことで単純に自立支援ということについても、もう少しデリカシーがあってもいいんじゃないかなと思えます。

○全国精髓損傷連合会副理事長 先程来から、堀先生が言われているような回答になるかどうかなんですが、多分、有識者の先生方は気がついておられることだと思いますけれども、やはり、日本の社会保障制度そのものが、本当に貧弱なんですね。予算そのものも非常に貧弱なパイの中であって、その中でどうしようというのは、やはり正直言って限界があると思えます。それが根本の問題じゃないかと。

ですから、先ほど大島先生がいろいろやればやるほど悩みが、当然、こんな小さいパイの中でやりくりするのは、結局は無理なんじゃないかというのが本質論じゃないでしょうかね。やはり、社会保障制度を日本の国家戦略として、どれぐらいまで高めていくか、そういうきちんとした国家戦略的なビジョンがないうちに、特に厚労省がちゃんとしたビジョンを描いて、逆に例えば、消費税はこれぐらいまで上げなくては社会福祉制度ができないんだとか、その辺まで踏み込んだ議論をしていって、ちゃんとした社会保障を獲得していかないと、日本の制度というのは、幾ら議論しても成り立っていかないんじゃないかと。そう思いますね。

ですから、普遍化とか、理念ということを実際に考えるのであれば、社会保障制度のものと充実ですね。この充実の中で初めてそれはできていくのであって、そのためには、このような小さい財源のパイの中では、これはかなり窮屈で無理でしょうと。医療費がこのように削られて、医療費だって、かなりおかしくなっていますよね。そういう中で、この部分だけちゃんと言うと行っても、これはかなり限界があるんじゃないか。そう私は思います。

○京極座長 どうもありがとうございました。今日はいろんな御意見が出ましたし、また、障害者の方々からの具体的な、現実的なお話で大変参考になりました。私も座長という立場か、個人の立場かはちょっとなかなか微妙なのでありますが、中央障害者政策推進協議会の会長もやっておりますので、今日の出た議論をまとめるということはちょっと不可能なんですけれども、感想的なことを何点か申し上げさせていただきたいと思います。

1つは皆さん方から出ましたし、貝塚先生からも御指摘がありました。社会保障全体から見ますと、障害者施策は大変不十分だということは、国際比較その他いろいろありますけれども、全体としては共通認識はあるんじゃないかなと思います。

ただ、増やせばいいんじゃないかというんだけど、具体的には、法の改正とか、法をつくったり、あるいはその制度に基づいて、具体的な肉付けをしたり、そういう作業がなければ、特に皆様方御存じのように、財政状況は大変厳しいですから、これはなかなか不可能であります。

それから2点目は、障害者自立支援法との関係で、私も昨年の3月まで部会長で、3月で解散いたしましたので4月以降はやっておりませんが、障害者自立支援法の法律にいろいろ不十分さがあるとしても、法そのものと法の肉付けというか、施行の仕方、これはやはり区別しなければいけないんじゃないかと。一緒になりますと、大変な混乱をしまして、

特にいろいろ障害者団体、その他事業者団体からも問題になったのは、お金の問題でありましたけれども、それは法の肉付けの問題であって、予算化というのはほとんど肉付け問題ですね。自立支援法を読みますと、100分の90を国と地方公共団体が支払うと書いてあって、あと残り100分の10、つまり1割が恐らく利用者負担ではないかということなんですけれども、これはそういうふうには書いていないのでありまして、いろんな弾力的な活用ができる。

堀委員がさっき整理していただいたように、最初はやや応益負担的なことを強く厚労省も言っていたような気がするんですけども、具体的な施行においては、応能負担的な配慮がだんだん進んできたという現実があります。これは皆様方の運動が功を奏したこともあると思います。

そういった点で施行と法そのものは区別して考えると、その上で予算で見ますと、私もずっと障害者の問題、部会長でかかわっておりますので感じますのは、障害者自立支援法がスタートしたとき、具体的には約600億予算が増えました。それから今年度の補正予算と来年度、その次というので、約1,200億増えた。具体的には、計1,800億が国のレベルで増えたので、それに地方公共団体のお金を足すと4,000億近くになるわけです。こういうことは歴史的に初めてなんですけれども、しかし、非常にまだ不満が残っていて、具体的にはいろいろあるというので、基盤としては、底上げしているけれども、障害者の方によっては非常に負担が重くなって、苦しくなった方もいる。逆に負担が軽くなった方もいらっしゃるわけですね。それから事業者も国レベルで1,800億も増えたわけですから、非常に収入も増えたけれども、逆にうんと減ってしまうところも一部ある。そういったちぐはぐなところがいろいろ出てきた。でも、全体としては、やはり予算的には少なくとも明らかに前進しているということで、これは障害者自立支援法がなければ、円滑な施行という形で、国も予算を増やすことはできなかったんじゃないか。支援費制度じゃ増やせたか、措置制度で増やせたかという、それは全く不可能なことでありまして、不十分どころがあったかもしれないけれども、自立支援法の施行について、皆様方の運動もありましたし、また行政の努力もあったし、国会議員の先生方も動いたということで変わったんじゃないか。このところは事実として確認していいんじゃないかと思っています。

あともう一つは同心円の問題が出ました。藤井様のところから、障害者施策と老人施策はどうかと。これは同心円じゃないと思うんです。基本的には、離れた円が今まではちょっとしか設定なかったところが、今回非常に広がってきた。この共通点がですね。それを

もっと広げていこうというのが、これからの検討方向なので、それがいいことなのか、悪いことなのか、ここは戦略的な大きな議論だと思う。それによって何がメリットになるか、何がデメリットになるか、少し整理をしていく必要があるということでございます。

最後に一応、付則で平成21年度にこの障害者施策に介護保険法を適用するかどうかを検討するという事になっていきますから、これは法律で国会で決まったことなので、やるかどうかは別ですけれども、検討するかどうかは検討しなくちゃいけないので、時期尚早だという意見もあれば、もっと早くやらなくちゃいけないといった意見もあったと思うんです。この点につきましては、やはり方向性に関する統合という言い方が不正確なので、同心円じゃありませんので、この活用の方向性と具体的な条件付け、例えば上限額を介護保険並みにして上げられたらどうなるかということがございますし、また、いろんなメニューでも共通メニューと違うメニューがあるから、それをどう整理するか。その他いろんなことがございます。そしてしかも、具体化については、就労支援だとか所得保障、つまり自立支援法以外のところで、かなり改善しなくてはやっていけない問題も出てくるわけで、そういう条件も付けて検討しなくちゃいけない。

ただ、方向性については、やはりきちっと議論を整理しておくということが、この有識者会議の基本的なスタンスでありますので、それはまた改めて今日御登壇いただきました、ヒアリングに応じていただいた団体の方々のみならず、すべての障害者団体やあるいはそれを支援しているの方々にもお伝えし、国民的に広く意見を問うということにするべきじゃないかと思っております。

ちょっと出過ぎた発言でございますけれども、私の率直な感想としては、そういうことを感じております。

あと、全体として何か厚労省の方で御意見等がございましたら、まだちょっと時間が残っておりますので。

○社会・援護局長 時間が限られておりますし、今日は障害者団体の方々から実情を聞いていただき、また御意見、御要望、そういったことについて有識者会議の委員の先生方と意見交換していただく場がございますので、私の方から特に申し上げることはございませんが、理念や戦略やサービス体系や今回の補正予算等で行います特別対策について、いろいろコメントもいただいております。

それから老健局長ではありませんけれども、前職ですので、介護予防等についても御発言いただいております、それらについては多少誤解に基づく面もありますので、時間が

あれば御説明したいところがございますが、今日の会の趣旨はそうではございませんので、またこの会で御説明の機会がありましたら、それらについても丁寧に御説明して、できれば、障害者団体の皆さんにも誤解の部分については解く努力をしたいと思っております。本当の今日はありがとうございました。

○京極座長 それでは、最後に事務局から連絡があれば、よろしく願いいたします。

○石塚総務課長 次回の日程について御案内申し上げます。次回は3月7日水曜日でございますが、16時からということで、現在行っております有識者調査、あるいは諸外国の現地調査の結果等を御報告を申し上げて、御議論をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○京極座長 どうもありがとうございました。これで閉会とします。

(了)